広報まえばし

No. 364号　毎月1日・15日発行　第3種郵便物認可 昭和35年7月14日

昭和41年（1966年）10月15日

編集　総務部秘書課
発行人　石井　繁丸
印刷所　上毛新聞社
（1部金2円）

人権擁護委員候補者に鈴木氏を推せん

本市の人権擁護委員の定員が一名増となったので、その候補者として鈴木あい氏を推せん議会の同意を得ました。

水道 下水道 会計決算を認定

新議場で九月定例市議会

九月定例市議会は、九月二十七日から二十九日までの三日間、新装なった新議場において開会されました。

これにさきだち議場の使い初め式を行ないました。

新議場入口のテープが議長によって切られ、関係者が入場、君が代せい唱後、副議長の開式のことばのあと、議長の式辞、市長の祝辞そして最年長議員からよろこびの言葉があり、次いで市消防音楽隊による「よろこびのうた」の演奏があり、副議長の閉式のことばでおわりました。

ついで二期及び二期皆勤、精勤者の表彰を行ないました。市議会開会とともに新議席の指定を行ないました。この議会に提出された議案は、二十三件と報告一件でした。

おもな議案は、四十年度水道、下水道事業会計の決算の認定と各会計の補正予算でした。

教育長に関氏

新教育委員に田中氏を

教育委員望月和三郎氏は、九月十二日をもって任期満了となるので、この議会において、再び、公平委員として選任し、議会の同意を得ました。

公平委員会は、人事行政の近代化を計り、能率的な人事行政を推進するための専門的人事行政機関で、職員の勤労条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、これに必要な措置を講ずるものです。

固定資産評価審査委員に荒井氏を

固定資産評価審査委員荒井長重氏は、十月十二日をもって任期満了となりますので、この議会において、選任し、議会の同意を得ました。荒井氏は、昭和二十六年以来同委員をされ現在に至った人です。

公平委員に角田氏を再選

公平委員角田儀平治氏は、十月十二日をもって任期満了となるので、この議会において、再選し、議会の同意を得ました。

公園の名称がかわる

第三次住居表示実施で

住居表示の第三次実施にともなって、公園条例の一部が改正され、十月一日から公園の名称が一部次のとおり変わりましたのでお知らせします。（　）は旧名称です。

花園公園（一毛町一号公園）
なかよし公園（一毛町二号公園）
朝日町一号公園（新町一号児童公園）
朝日町二号公園（新町二号児童公園）
駅前東公園（田中町東児童公園）
駅前西公園（田中町西児童公園）
城東公園（城東児童公園）
朝倉町公園（朝倉町一号公園）
八幡宮公園（八幡宮児童公園）
若草公園（若宮児童公園）
六供生川公園（六供生川児童公園）

このほか、前橋公園、敷島公園など十二の公園がありますが、これらの公園は従来どおりその名称はかわりません。

可決された議案

議案番号	件名
65	昭和四十年度前橋市水道事業会計決算認定について
66	昭和四十年度前橋市下水道事業会計決算認定について
67	昭和四十一年度前橋市一般会計補正予算
68	昭和四十一年度前橋市食肉処理場特別会計補正予算
69	昭和四十一年度前橋市中央児童遊園特別会計補正予算
70	昭和四十一年度前橋市競輪特別会計補正予算
71	昭和四十一年度前橋市水道事業会計補正予算
72	前橋市役所位置条例等の改正について
73	（住居表示第三次実施区域内の市有施設等の位置等を変更したものです。その一覧表は別表のとおりです）
74	前橋市職員の職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定について（地方公務員法の一部改正に伴い新たに条例を制定したものです）
75	前橋市職員の職員団体の行なう交渉に関する条例の廃止について（地方公務員法の一部改正に伴い条例を廃止したものです）
76	前橋市工業短期大学設置条例の改正について（工業短期大学の移転に伴なったもの）
77	前橋市立工業短期大学の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の制定について（工業短期大学の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を制定したものです）
78	前橋市厚生住宅に関する条例の改正について（住居表示の実施に伴なう町名、団地名の変更と青梨子団地建設によるものです）
79	前橋市農業委員会に関する条例の改正について（前橋市農業共済組合の解散に伴なうものです）
80	前橋市公園条例の改正について（住居表示の実施に伴なう町名、団地名の変更と広瀬住宅団地を設置したものです）
81	市の区域内の町区域の変更及び同区域内の字の廃止について
82	市道路線の廃止について
83	市道路線の認定について
84	教育委員会の委員の任命について（別記）
85	公平委員会の委員の選任について（別記）
86	固定資産評価審査委員会の委員の選任について（別記）
87	人選擁護委員候補者の推せんについて（別記）
報告4	前橋市職員の職員団体の登録に関する条例改正の専決処分について

水道

全市給水を実現

公衆衛生への向上を図る

この議会に提出された、昭和四十年度水道ならびに下水道事業会計決算の認定についてそのあらましをお知らせします。

水本市の道事業は、最近市の発展とともに人口の増加に加え生活文化の向上等により、その給水量は年々増加しています。昨年第三次拡張計画をつくり、本年度は、その第二年度に当り、給水需要と将来計画などの観点から水源施設の拡充整備を最重点としてとりあげました。

すなわち、総社水源に第五号井川原町に第十一号井・第十二号井を掘り、あらたに取水量一万一五〇〇立方㍍を確保しました。引き続いて地元関係者の協力によって上泉地区に約七〇三〇平方㍍、野中地区に約一万四四四〇平方㍍の水源用地を購入し、野中水源においては、第一号井・第二号井の試掘をおわり、四十一年十月一日送水開始を目標に施設を整備しています。

一方水道施設の未設置区域を解消するため、芳賀簡易水道から配水管を荻窪町、江木町地区に布設延長を行ない、この地区に給水を開始しました。さらに、曲輪町、紅雲町地区にも配水幹線を布設し水圧の増加をはかるとともに幹線を延長し、利根橋を通し、小相木、前箱田大利根団地など利根西の需要増加に対処しました。

この結果、配水管の布設総延長は四〇八、二〇四㍍余に達し、前年同期に比して二万一七九九㍍の増加となりました。

次に経理面については、四十年三月議会において料金の改正が行なわれ、四月分が実施されました本年度の利益剰余金は、前年度を大幅に上回る七二、三三万九二六三円を計上することができましたこのうち、四一〇、二万四一七九円を建設改良費に充当しました。

すなわち、営業収益においては三億四二〇万七五七〇円と昨年より九四八六万四七七二円の増収をみることができました。このおもなものは、料金改正により増収した約七〇〇〇万円、給水戸数の増加及びメーターの取替え、生活向上等による使用量の増加が、約一二六一万円、その他のメーター使用料等の収益増が約二三五万円となっています。

また、営業外収益は、一三一四万九千円を追加しましたので、歳入歳出予算の総額は、三十六億八千二百三十九万六千円となりました。

追加予算のおもなものは

一般会計に二億二〇八三万円を追加

都市計画費	九三六万円
住宅費	一七七九万円
教育費	商工費 三五六〇万円
	道路橋梁費 五三五三万円
	二一二三万円
	八四〇万円
	三七五七万円
農業構造改善対策費	一七七九万円
庁舎別館建設費	九三六万円

下水道

市街地周辺の下水管布設工事を推し進めるとともに、都市計画、街路事業の施行に関連しての下水管の布設を行ない、各家庭への取り付け工事もまた積極的に実施しました。

この結果、今年度末においては下水管布設の総延長は七万八一〇五㍍余となり、排水区域は、計画面積の三〇・九％にあたる二八六・〇三ヘクタールに及び、下水道使用戸数においては、九五五四戸となり前年度末に比較しますと、一一七〇戸の増となりました。全体計画に対する普及率は三七・九％となりました。

また前年度末に完成した中川町下水中継ポンプ場の建設により、処理区域内の家庭の水洗便所化も日を追って増加し、本年度末では総戸数は一〇四五戸となりました

さらに下水処理場の建設計画も下水管の布設とならんで順調に進められ、本年度においては、中央管理室機械の整備も拡充し、エアロアクセレーター一基の築造を完了しました。従来最初沈でん池二池によって簡易処理を行なって来た処理方法も、約四万人の高級処理が開始できるようになり、さらに懸案の投入槽改造工事と併行して水洗戸数の増加とし尿投入量の増加に対処して円滑な運営が可能となりました。

次に経理面をみますと、総収益は九八二六万五六六九円、このうち営業収益は、五四六二万五一〇六円で昨年度に比較して一九八四万七三一九円の増加となりました

このおもな原因としては、公共下水道の使用戸数ならびに水洗便所設置数の増加等によるものです営業外収益のおもなものは、他会計補助金で、その額は四三五二万一〇〇〇円となっており、これらの収益に対して総費用は九六九三万八二四八円で差引き当年度利益剰余金は、一三三万七四二二円となっています。

さらに資本的収入・支出のうち支出のおもなものは、下水管新設費七四七四万一八二九円、ポンプ場建設費一四五万八〇〇〇円、処理場建設費三〇〇〇万円、固定資産新設改良費一四一三万六六〇〇円で、総額は一億三三三九万一七二二円です。

これに対し、資本的収入は、企業債四四〇〇万円、国県補助金は三〇〇〇万円、出資金四二一七万五〇〇〇円で、総額一億一六一七万五〇〇〇円となります。

したがって資本的支出額に対し資本的収入の不足額は、一七一二万六七二一円ですが、これは過年度損益勘定留保資金及び当年度損益勘定留保資金をもって充当し、収支の均衡をはかりました。

なお、今年度末における一時借入金の額は、八〇〇〇万円で、この債務については、次年度以降において極力経費の節減をはかり、収益事をあげ解消に努力します。

昭和40年度前橋市水道事業会計決算

▲収益的収入及び支出

	区分	当初予算額	補正予算	合計	決算額
収入	水道事業収益	3億635万1000円	492万4000円	3億1127万5000円	3億1745万1166円
	営業収益	2億9497万9000	360万1000	2億9858万0000	3億430万7570
	営業外収益	1137万2000	132万3000	1269万5000	1314万3596
支出	水道事業費用	2億4235万1000円	403万4000円	0円	2億4638万5000円	2億4421万1903円
	営業費用	2億963万3000	507万2000	5万7237	2億1476万2237	2億1322万3279
	営業外費用	3209万5000	△103万8000	0	3105万7000	3098万8624
	予備費	62万3000	0	△5万7237	56万5763	0

▼資本的収入及び支出

	区分	当初予算額	補正予算額	合計	決算額
収入	資本的収入	8830万0000円	2211万5000円	1億1041万5000円	1億1045万7939円
	企業債	7500万0000	1200万0000	8700万0000	8700万0000
	他会計借入金	880万0000	1034万5000	1914万5000	1900万0000
	工事負担金	450万0000	△23万0000	423万0000	445万7939
支出	資本的支出	1億7685万1000円	1646万9000円	0円	1億9332万0000円	1億9177万4474円
	拡張費	8741万4000	△355万2000	0	8386万2000	8364万9584
	固定資産新設改良費	5843万1000	1795万2000	32万2500	7670万5500	7562万2307
	企業債償還金	1043万4000	206万9000	0	1250万3000	1250万3000
	借入金償還金	2000万0000	0	0	2000万0000	2000万0000
	予備費	57万2000	0	△32万2500	24万9500	0

昭和40年度前橋市下水道事業会計決算

▼収益的収入及び支出

	区分	当初予算額	補正予算額	合計	決算額
収入	下水道事業収益	8901万8000円	1122万1000円	1億0023万9000円	9826万5669円
	営業収益	4100万4000	1560万0000	5660万4000	5462万5206
	営業外収益	4801万4000	△437万9000	4363万5000	4364万0463
支出	下水道事業費用	8901万8000円	1122万1000円	0円	1億0023万9000円	9693万8248円
	営業費用	7062万8000	1189万6000	2万0073	8254万4073	7952万2166
	営業外費用	1791万6000	△37万5000	0	1754万1000	1741万6082
	予備費	47万4000	△30万0000	△2万0073	15万3927	0

▼資本的収入及び支出

	区分	当初予算額	補正予算額	合計	決算額
収入	資本的収入	1億1204万0000円	413万5000円	1億1617万5000円	1億1617万5000円
	企業債	6000万0000	△1600万0000	4400万0000	4400万0000
	国庫補助金	3200万0000	△200万0000	3000万0000	3000万0000
	出資金	2004万0000	2213万5000	4217万5000	4217万5000
支出	資本的支出	1億2978万8000円	359万9000円	0円	1億3368万7000円	1億3339万1721円
	下水道建設費	1億1578万8000	△337万4000	0	1億1241万4000	1億1232万9152
	固定資産新設改良費	630万0000	787万3000	0	1417万3000	1413万6609
	企業債償還金	△692万6000	0	0	692万6000	692万5969
	予備費	77万4000	△60万0000	0	17万4000	0

ありがとうございました

台風26号に対する見舞品が次の方々から寄せられました。

▼二千円　時田さん
▼二千円　多野郡新町二三六一～四一　矢島操さん
▼衣類五十点　日吉町一丁目四～二三　中沢修一さん（付小一）
▼ステンレス台所セット三千点　関根町　関東産業前橋営業所
▼塩五六二個　たばこ五六三個　日本専売公社前橋支局
▼はがき二八四〇枚　郵便書簡六八枚　宗甫分町二〇　西村久さん
▼一千円
▼衣類七四点　46六供町　小林松五郎さん
▼衣類五五点
▼福祉施設へ衣類一七〇点の寄付　若宮町一丁目九～一四　小沢高二さん

市民サイクリングツアー

期　日　十一月十三日（日）午前八時市役所前庭集合
目的地　高津戸峡及び阿佐美沼方面、全行程約五十キロメートル（初級者コース）
申し込み　十一月九日午後五時まで、市体育課又は市内自転車店
参加料　無料

災害と税金

台風26号等の災害にあわれた方には税金で次のような救済の道があります。詳細は税務署へどうぞ。
一、納税の猶予ができます。
二、軽減、免除ができます。
三、申告および各種申請期限の延長ができます。

ことしは一二六戸

市営住宅工事に入る

本年度の市営住宅の建設は、八月三十日に入札を行ない工事をはじめました。

建築場所は　朝倉団地の　南東で「広瀬団地」です。前年度は一一八戸建てましたが、ことしは八戸多い一二六戸を建てる予定です。

お待ちかねの入居案内は、次号（11月1日）紙上で発表する予定です。なお、同団地には県営住宅および分譲住宅等も建てられる予定です。

第一種簡耐平家建プレハブ　24戸
〃　平階建　〃　18戸
第一種簡耐平家建　〃　20戸
〃　ブロック　40戸
第二種中層四階建プレハブ　24戸
（建築課）

群馬詩人祭

朔太郎生誕八十年記念

10月30日

郷土の生んだ偉大な詩人萩原朔太郎は、明治十九年（一八八六）十一月一日に生まれたので、今年は生誕八十年に当ります。例年五月に本市で「朔太郎忌」が開催されてきましたが、今年は特にこれを生誕記念にふりかえ、読書週間行事として、次のとおり読書の秋を飾るにふさわしい市民的文化行事が開催されます。

吉行淳之介氏らが語る

詩人朔太郎が、没後も引き続いて日本の近代文学に大きな影響を与えていることを改めて考えると共に、彼をとりまく形でこの郷土から輩出した詩人――山村暮鳥、大手拓次、高橋元吉、萩原恭次郎等の詩業についてもこの際あわせてこれを回想し、近代詩のふるさと群馬の文化的土壌を再認識したいと思います。

日時　10月30日　午後1時半から
会場　貿易会館（大ホール）
語る人
伊藤信吉、石原八束、中桐雅夫、中村真一郎、藤原定、萩原葉子、日沼倫太郎、福永武彦、丸山薫、吉行淳之介の各氏
その他のプログラム
▼萩原朔太郎詩遺稿寄贈式（萩原葉子さんから市へ）
▼舟越保武氏制作ブロンズ彫刻「朔太郎像」寄贈式（前橋図書館後援会より市立図書館へ開館五十周年記念として）

朔太郎詩遺稿展示会

朔太郎が手記した詩下書原稿で未発表詩を含む極めて貴重なもの多数が、今回萩原葉子さんから市立図書館へご寄贈の予定なので、その内約百枚を選択展示し、愛好者、研究者に披露します。

今回、はじめて公開されるもので、以後は複写しか見られません

日時　10月28日　午後1時から
10月30日　午後4時まで
（この間、午前9時～午後4時）
会場　市立図書館（階上閲覧室）
会期中階上閲覧室の一般利用は休止となります。

選挙人名簿の縦覧

追加登録者～24日まで

市選挙管理委員会では、永久選挙人名簿制度発足後第一回の追加登録者を、去る十月十日を以って決定いたしました。

そこで、追加登録者の名簿を次のとおり縦覧に供します。

▼期間　十月十五日から十月二十四日まで、毎日午前八時三十分から午後五時まで
▼場所　市選挙管理委員会事務局（市庁舎本館二階）

なお、今回は、次に該当される方が追加登録します。

①日本国民であること②今年の七月十日以前から引続いて本市内に住んでいる人で、昭和二十一年十月二日から同十月十一日までの間に生まれた人③今年の三月二十一日から七月十日までの間に、他の市町村から本市内に転入した人で、昭和二十一年十月十一日までに生まれた人④選挙人名簿からもれている人

ただし、禁治産者、選挙関係の罪に処せられて復権しない者または禁固以上の刑で服役中の者は除かれます。

※不明の点は、市選挙管理委員会事務局へ問い合わせください

住居表示による新しい町名の読みかた

本市の住居表示は、昨年来二回にわたって行なわれた結果、市街地のうち両毛線以北では一応完了したわけです。両毛線以南については第四次実施区域として四十二年度中には実施される予定です。

そこで、新町名の正しい読みかたがきまりましたのでお知らせいたします。（丁目は省略）

岩神町（いわがみまち）
昭和町（しょうわまち）
平和町（へいわまち）
国領町（こくりょうまち）
住吉町（すみよしちょう）
若宮町（わかみやちょう）
日吉町（ひよしちょう）
城東町（じょうとうまち）
大手町（おおてまち）
紅雲町（こううんちょう）
千代田町（ちよだまち）
本町（ほんまち）
表町（おもてちょう）
三河町（みかわちょう）
朝日町（あさひちょう）

勤労者分譲住宅

広瀬団地に49戸

群馬県住宅供給公社では、勤労者分譲住宅の申し込み受け付けを次のとおり行ないます。

建設場所　広瀬団地
戸数、型式、譲渡予定額
1、簡耐　3DK一戸建（土地つき）三千戸
予定価額　百九十九万円
2、木造　3DK一戸建（土地つき）十九戸
予定価額　百七十四万円
申し込み場所　県土木部住宅課内
申込締切　十月二十五日
その他　この分譲住宅は住宅金融公庫の融資が受けられますので、住宅供給公社業務課へ頭金は七十万円～八十万円程度です。なお、くわしくは電話②1511（内線425～428番）住宅供給公社業務課へ

市有施設の新住所

市役所	大手町二丁目11－1
水道会館	大手町二丁目12－1
消防会館	本町一丁目1－15
中央公民館	大手町三丁目15－3
競輪場	大手町三丁目15－15
中央児童遊園	大手町三丁目16－3
市民プール	岩神町一丁目9－8
清掃事務所	岩神町二丁目19－9
食肉処理場	城東町四丁目29－9
教育研究所	若宮町四丁目12－29（若宮小内）
図書館	大手町二丁目12－9
第一保育所	日吉町三丁目3－26
第二保育所	三河町一丁目18－26
女子高等学校	日吉町二丁目15－16
第二中学校	城東町四丁目24－12
第三中学校	平和町二丁目13－24
第四小学校	日吉町三丁目4－18
桃井小学校	大手町二丁目16－4
中央小学校	表町一丁目22－33
中川小学校	三河町二丁目1－3
敷島小学校	昭和町一丁目22－8
城東小学校	城東町一丁目19－4
若宮小学校	若宮町四丁目12－24
岩神小学校	岩神町四丁目4－1
神明幼稚園	大手町三丁目17－18
伝染病棟消毒所	昭和町三丁目39－53（群大構内）
計量検査所	大手町二丁目11－1（市役所内）

なお、新築移転した短大住所は上佐鳥町1560番地です。

試験

市職員

採用試験

市では、昭和四十二年度の職員採用試験を十一月十三日（一次）と十二月中旬（二次）にわたり実施します。申し込み受け付けは十一月五日まで人事課で行ないます詳細は九月十五日号本紙をごらんください。

水道給水装置工事責任技術者配管工資格試験

一、責任技術者資格試験
▽試験日時、場所
十一月二十四日（木）水道会館
二、配管工資格試験
▽試験日時、場所
十一月二十五日（金）水道会館前庭（雨天の場合は、玄関前ピロティ）
▽受験に要する費用
五百円（受験用材料代）
三、申請場所
市水道局工務課庶務係（二階）
四、申請期間
各申請とも十一月一日から十一月九日までの執務時間中で日曜日祭日は除く。

県職員採用初級試験

県の各機関および県内公立小中学校で、事務または技術に従事する職員の採用試験です。

▼試験区分および採用予定人員
事務A　約九十人　事務B　約二十人　土木・電気・農業土木農業・林業　各若干人、公立学校事務　約三十人
▼受験資格　昭和十八年四月一日から二十四年四月一日までに生まれた者（学歴は問わない）
▼試験の方法
第一次、第二次、身上調査

青少年育成補導推進員

二九一名を委嘱

次代をになう青少年が、心身ともにすこやかに成長することは、すべての人の願いであり、この成長をたすけることはわたしたちおとなの責任です。

それには、青少年がよい家庭、明るい地域社会のなかで成長することが何よりも望まれます。そのために各地域では、おとなも、子どもも手を取り合っていくことが必要です。前橋市青少年育成補導推進員はこうした意味から、その実践活動の推進者として生まれました。

なお、市青少年補導センターは中川小学校から、消防会館二階へ移転し十月一日から業務を開始しました。電②6394

▼青少年相談　十一月は、十日、十七日、二十四日の午後一時から四時まで、中央公民館で。

片側通行にご注意

商工会議所――諏訪橋間

昭和四十一年首都圏道路整備事業（中央都市改造）工事の街路整備のため、県道赤城線（中島小児科医院から中央駅前交差点までの約二百㍍）が、十月一日から来年三月末日まで片側通行となります

また、公園通り線が諏訪橋拡幅工事のため十月一日から十二月十五日まで片側通行となります。車両等ごめいわくを、おかけしますがどうかご協力ください。

（建設部・区画整理課）

ミス前橋に渡辺さん

準ミスは篠田さんと荒木さん

▽…十月十五日からはじまった前橋まつりの女王を決める第六回ミス前橋コンテストが、十月二日前橋商工会議所で開かれましたが、参加した二十一名のミスの中から見事、ミス前橋に渡辺百合子さん（20）＝本町二丁目マエダスタジオ勤務＝が、また準ミス二名には篠田一枝さん（19）＝天川原町、群馬薬業勤務＝と荒木好子さん（20）＝下小出町、鐘紡美容部勤務＝がそれぞれ選ばれ、晴れの栄冠を射とめました。

▽…三人のミスは、前橋カーニバルのパレードに参加します。

【写真は左から篠田さん、渡辺さん、荒木さん】

市内散歩 ⑪ 大渡橋

「ここに長き橋の架したるは…」という書き出しで知られる萩原朔太郎の「大渡橋」の詩はあまりにも有名ですが、あの詩の中に「往くものは荷物を積み車に馬を挽きたり、あわただしき自転車かな」という詩句があります。大正時代、まだ荷車、荷馬車が盛んに通っていたころのことですが、今の大渡橋ではもう荷車、荷馬車を見ることはできません。あわただしき自転車かな言っても、今では自転車よりもオートバイ、自動車などがたくさん通って目まぐるしいほどです。時代のうつりかわりのはげしさは「大渡橋」をうたった朔太郎の詩によってもよくうかがうことができます。

現在のところに大渡橋を架設しようということを、市会（現在の市議会）に提案され、その建議案が可決されたのが、今から五十二年前の大正三年八月でした。そして大正七年に至り、大渡橋架設のための第一回の市債（市が他から金を借入れる）七万五千円が市会で可決され、翌八年工事にとりかかり、十年十一月十三日開通式が行なわれました。工事費は当時の金で、二十二万円、県下第一番の長い橋でした。

この長い橋というのは、その後下流に坂東大橋などができて大渡は県下では何番目かになりましたし、大正十年開通の橋はその後の台風で流失したため昭和十八年新橋に架けかえられ、その新橋もたびたびの台風でいためられて、そのつど改修されて現在に至ったわけです。

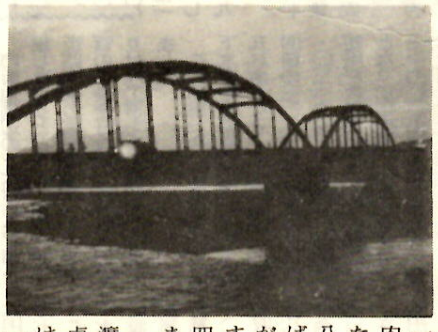

【写真は夕ぐれの大渡橋】

大渡橋というのは、実は現在の岩神町一丁目地先に架けられていた橋の名で、ある時は船橋ある時はつり橋でした。大正時代新大渡橋が開通になる前は、つり橋でした。

大渡の名は、昔御諸別王（みむろわけのおう）が、その祖豊城入彦命（とよきいりひこのみこと）を赤城にまつるためここを渡られたので王渡（おおわたり）と称し、のちに大渡になったと伝えられます。

この大渡は東西上州をつなぐ重要な地点でしたので、徳川時代に入り、元和二年（一六一六年）関所が設けられました。その関所のそばにあった「大乗経一石一字塔」は、今は三河町一丁目（旧芳町）養行寺境内に移されてあります。また大渡には、元治元年（一八六四）万代橋（ばんだいばし）という立派な大鼓橋が架けられたこともありますが、これは惜しいことに四年後に洪水のため流失しました。

現在の大渡橋は、古い大渡橋万代橋などのあった地点よりも約一キロ上流に架けられたことになります。

【前号の訂正】九月二十六日の台風は二十五日に、また、おしろ池とあるのはボート池にそれぞれお詫びして訂正いたします

11月 灰・不燃物キケン物 収集日

1日　石倉町、古市町、元総社町
2日　朝日が丘町、光が丘町
4日　駒形町、天川大島町、野中町、天川町、本町三丁目（旧天川原町一部）天川原町
5日　若宮町一・二・三・四丁目の一部（旧33 34才川町、32清王寺町、国領町の一部）
7日　表町一・二丁目、本町一・二丁目の一部（旧田中町、田町、相生町、連雀町の一部）
8日　国領町一・二丁目（旧国領町）若宮町二・三丁目の一部（旧萩町）上小出町、下小出町、北代田町
9日　岩神町一～四丁目の一部（旧37 38 102岩神町の一部）昭和町二・三丁目の一部（旧37岩神町の一部）南橋町、青柳団地
10日　城東町一～四丁目の一部（旧栄町、諏訪町、27 28一毛町の一部）千代田町三丁目の一部（旧栄町の一部）総社町、緑が丘町、荒牧団地、大友町、鳥羽町
11日　千代田町二～五丁目の一部（旧榎町、紺屋町、横山町桑町、萱町、立川町一部）
12日　江木団地、西片貝町、三俣町、日吉町一丁目の一部（旧東町）
14日　46 47六供町、上佐鳥住宅、市之坪町、宗甫分町
15日　朝日町二・三丁目の一部（旧新町）三河町二丁目の一部（旧中川町）朝日町一・二丁目の一部（旧百軒町の一部）三河町一・二丁目（旧大塚町の一部）本町三丁目の一部（旧片貝町の一部）
16日　大手町一～三丁目、本町一丁目（旧曲輪町、北曲輪町南曲輪町の一部）紅雲町一・二丁目の一部、表町二丁目（旧堀川町一部）大手町一・二丁目の一部、紅雲町一・二丁目の一部（旧石川町）
17日　若宮町一～四丁目の一部（旧33 34才川町、32清王寺町、国領町の一部）日吉町一・三・四丁目の一部（旧31 32清王寺町、栄町の一部33才川町の一部）三河町一・二丁目の一部（旧芳町）本町二丁目（旧本町の一部）本町三丁目（旧天川原町の一部）天川原町天川町、高田町
19日　紅雲町一・二丁目の一部（旧40 41紅雲町の一部）表町一・二丁目（旧42 43前代田町の一部）朝倉、後閑団地
21日　住吉町一・二丁目の一部（旧琴平町、細ケ沢町、小柳町、向町の一部）平和町一・二丁目の一部（旧向町の一部）
22日　千代田町二・三丁目の一部（旧竪町）大手町一・二丁目、平和町一・二丁目の一部（旧神明町の一部）表町一・二丁目、本町一・二丁目の一部（旧田中町、田町相生町、連雀町の一部）
24日　1日の各町と大友、鳥羽町
25日　11日の各町と駒形町、天川大島町、野中町
26日　日吉町二丁目一部（旧東町）三俣町、西片貝町、江木団地
28日　7日と同じ
29日　8日の各町と47 48六供町、市之坪町、宗甫分町
30日　9日の各町と総社町、荒牧団地、緑が丘町